

## 文京区児童福祉審議会条例施行規則

令和七年三月文京区規則第十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区児童福祉審議会条例(令和六年十二月文京区条例第四十一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第二条 文京区児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開とすることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(会議録)

第三条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日及び開催場所
- (2) 出席した委員、臨時委員等の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事のとてん末

(部会)

第四条 条例第八条に規定する部会の構成員(以下「部会員」という。)は、委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、部会員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、その事務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 部会は、部会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 8 部会は、その所掌事項を遂行するため必要があると認めたときは、部会員以外の者に対して、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 9 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委員の除斥)

第五条 委員及び臨時委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、審議会又は部会の同意があったときは、当該議事に係る会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。